



四條の風学園 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改正

東大阪市立縄手小学校

東大阪市立上四条小学校

東大阪市立縄手中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの構造等
- 4 いじめ防止のための組織
- 5 年間計画
- 6 取組状況の把握と検証（PDCA）

第2章 いじめ防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための措置

第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめ事象への対応

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応
- 7 いじめ重大事態発生時の対応

四條の風学園いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月
四 條 の 風 学 園
東大阪市立縄手小学校
東大阪市立上四条小学校
東大阪市立縄手中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、将来にわたって子どもの健全な成長に影響を及ぼすばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。まさに人権に関わる重大な問題である。このような認識のもとに全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童・生徒観、指導観に立った指導を徹底することが重要となる。

本学園では、『地域を愛し 心豊かに たくましく』を教育目標としている。この目標を大切にし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、「四條の風学園いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの構造等

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。国立教育政策研究所の調査からいじめは多くの児童生徒が被害も加害も経験することがわかっている。例えば、「暴力を伴わない」いじめであっても生命や身体に重大な危機を生む場合があることを理解しなければならない。
- ・いじめは、「被害者」「加害者」だけでなく、児童生徒の所属集団の問題でもあり、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりする「傍観者」の存在が影響を与えるという構造を理解しなければならない（いじめの四層構造）。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」(※ 四條の風学園の各校に設置)

(2) 構成員

○縄手小学校

校長、教頭、首席、教務担当、学年代表、生活指導担当、人権教育担当、
養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー 等

○上四条小学校

校長、教頭、首席、教務担当、学年代表、生活指導担当、人権教育担当、
養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

○縄手中学校

校長、教頭、首席、教務担当、各学年主任(学年生指)、生徒指導主事、人権教育担当、
養護教諭、通級指導教室担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー 等

(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止と早期発見の推進
- ウ いじめ事象への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク いじめ防止基本方針の見直し
- ケ アンケートの作成、実施

5 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

○縄手小学校

四條の風学園 縄手小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	・クラス（学年）目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・第1回アンケート	・クラス（学年）目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・第1回アンケート	・クラス（学年）目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・第1回アンケート	・「縄手小学校の約束」配布 ・第1回アンケート集計
5月	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会）	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会）	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会）	・第1回いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、共有・アンケート作成）＊以下、対策委員会と省略 ・事例研（職員全体で児童の実態把握） ・あいさつ運動
6月	・第2回アンケート ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・スクールライフアンケート（1回目）	・第2回アンケート ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・スクールライフアンケート（1回目）	・第2回アンケート ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・スクールライフアンケート（1回目）	・第2回アンケート集計 ・あいさつ運動 ・スクールライフアンケート集計、分析、考察 ・愛ガードの方に感謝を伝える会
7月	・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・平和学習（ビデオ等） ・個人懇談	・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・平和学習（ビデオ等） ・個人懇談	・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・平和学習（ビデオ等） ・個人懇談 ・5年林間学舎	・第2回対策委員会 ・「夏休みの生活」配布 ・あいさつ運動 ・スクリーニングシート作成
8月	・平和登校日（異学年交流）（集会・感想・おりづる作成） ・第3回アンケート	・平和登校日（異学年交流）（集会・感想・おりづる作成） ・第3回アンケート	・平和登校日（異学年交流）（集会・感想・おりづる作成） ・第3回アンケート	・第3回アンケート集計
9月	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会）	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会）	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会）	・第3回対策委員会 ・あいさつ運動
10月	・校外学習（集団づくり） ・第4回アンケート ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・運動会（人間関係づくり）	・校外学習（集団づくり） ・第4回アンケート ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・運動会（人間関係づくり）	・第4回アンケート ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・6年陸上記録会 ・運動会（人間関係づくり）	・第4回アンケート集計 ・あいさつ運動
11月	・スクールライフアンケート（2回目）	・スクールライフアンケート（2回目）	・6年修学旅行（仲間づくり） ・スクールライフアンケート（2回目）	・第4回対策委員会 ・あいさつ運動 ・四條の風フェスタ ・スクールライフアンケート集計、分析、考察
12月	・人権集会 ・個人懇談（家庭での様子の把握） ・第5回アンケート	・人権集会 ・個人懇談（家庭での様子の把握） ・第5回アンケート	・人権集会 ・個人懇談（家庭での様子の把握） ・第5回アンケート	・第5回アンケート集計 ・「冬休みの生活」配布 ・あいさつ運動 ・スクリーニングシート作成 ・クリーンキャンペーン
1月	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・校内音楽会	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・校内音楽会	・清掃班編成（異学年交流） ・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・校内音楽会	・第5回対策委員会 ・あいさつ運動
2月	・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・第6回アンケート ・お別れ集会	・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・第6回アンケート ・お別れ集会	・縄手っ子集会（お楽しみ会） ・第6回アンケート ・6年卒業遠足（仲間づくり） ・お別れ集会 ・6年芸術鑑賞会	・第6回アンケート集計 ・事例研（職員全体で児童の実態把握） ・引き継ぎ資料作成（児童の様子を次年度へ）
3月			・卒業式（仲間との関係）	・第6回対策委員会（年間の取り組みの検証） ・「春休みの生活」配布 ・あいさつ運動 ・スクリーニングシート作成

四條の風学園 上四条小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	・学年目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知	・学年目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知	・学年目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知	・第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認・共有）（相談窓口・カウンセラー紹介）
5月	・ふれあい班活動（人間関係づくり） ・元気調査	・ふれあい班活動（人間関係づくり） ・元気調査	・ふれあい班活動（人間関係づくり） ・元気調査	・児童連絡会（職員全体で児童の実態を把握） ・第2回対策委員会
6月	・ふれあい班活動 ・きょうだい学年交流 ・学校祭	・ふれあい班活動 ・きょうだい学年交流 ・学校祭	・ふれあい班活動 ・きょうだい学年交流 ・学校祭	・あいさつ運動
7月	・ふれあい班活動 ・個人懇談 ・元気調査	・ふれあい班活動 ・個人懇談 ・元気調査	・ふれあい班活動 ・個人懇談 ・元気調査 ・5年林間学舎（集団作り）	・夏休みのくらし配布 ・稲荷神社祭礼・夏休みパトロール ・第3回対策委員会
8月	・平和登校日（集会・ビデオ・感想）	・平和登校日（集会・ビデオ・感想）	・平和登校日（集会・ビデオ・感想）	・夏休みパトロール
9月	・元気調査	・元気調査	・元気調査	・第4回対策委員会 ・集いに参加（希望者）
10月	・運動会（人間関係づくり） ・ふれあい班活動 ・人権学習（在外教育） ・きょうだい学年交流	・運動会（人間関係づくり） ・ふれあい班活動 ・人権学習（在外教育） ・きょうだい学年交流	・運動会（人間関係づくり） ・ふれあい班活動 ・人権学習（在外教育） ・きょうだい学年交流 ・6年陸上記録会	・あいさつ運動 ・枚岡神社祭礼パトロール
11月	・ふれあい班活動	・ふれあい班活動	・ふれあい班活動 ・6年修学旅行（平和学習・集団作り）	・四條の風フェスタ
12月	・元気調査 ・個人懇談（家庭での様子の把握）	・元気調査 ・個人懇談（家庭での様子の把握）	・元気調査 ・個人懇談（家庭での様子の把握）	・あいさつ運動 ・第5回対策委員会 ・クリーンキャンペーン ・冬休みのくらし
1月	・ふれあい班活動 ・元気調査	・ふれあい班活動 ・元気調査	・ふれあい班活動 ・元気調査	・あいさつ運動 ・第6回対策委員会 ・愛ガードさん感謝の会
2月	・音楽会	・音楽会	・音楽会 ・6年卒業遠足（仲間づくり）	・引継ぎ書作成（児童の様子を次年度へ）
3月	・6年生を送る会 ・元気調査	・6年生を送る会 ・元気調査	・6年生を送る会 ・元気調査 ・卒業式	・春休みのくらし ・児童連絡会 ・第7回対策委員会（年間の取り組みの検証）

四條の風学園 縄手中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・生徒・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・人権学習（いじめをなくすために・仲間づくり） ・宿泊学習（仲間づくり）	・生徒・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・人権学習（いじめをなくすために・仲間づくり） ・校外学習（仲間づくり）	・生徒・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・人権学習（いじめをなくすために・仲間づくり） ・修学旅行（仲間づくり）	・第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・学校生活（いじめに関する）アンケート作成
5 月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・アンケートの集計 ・第2回対策委員会 ・事例研（職員全体で生徒の実態把握）
6 月	・運動会（仲間づくり）	・運動会（仲間づくり）	・運動会（仲間づくり）	
7 月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・個人懇談（家庭での様子の把握）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・個人懇談（家庭での様子の把握）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・個人懇談（家庭での様子の把握）	・アンケートの集計 ・第3回対策委員会 ・稲荷神社祭礼パトロール
8 月	・平和登校日（集会・ビデオ・感想）	・平和登校日（集会・ビデオ・感想）	・平和登校日（集会・ビデオ・感想）	・夏休みパトロール
9 月				
10 月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・文化祭（仲間づくり）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・文化祭（仲間づくり）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・文化祭（仲間づくり）	・アンケートの集計 ・第4回対策委員会 ・枚岡神社祭礼パトロール
11 月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・アンケートの集計 ・第5回対策委員会 ・四條の風フェスタ
12 月	・個人懇談（家庭での様子の把握）	・個人懇談（家庭での様子の把握）	・個人懇談（家庭での様子の把握）	
1 月				・教育相談週間
2 月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・職業体験（社会性の育成）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・アンケートの集計 ・第6回対策委員会
3 月	・個人懇談（家庭での様子の把握）	・個人懇談（家庭での様子の把握）	・卒業式（仲間との関係）	・第7回委員会（年間の取組みの検証）

6 取組状況の把握と検証（P D C A）

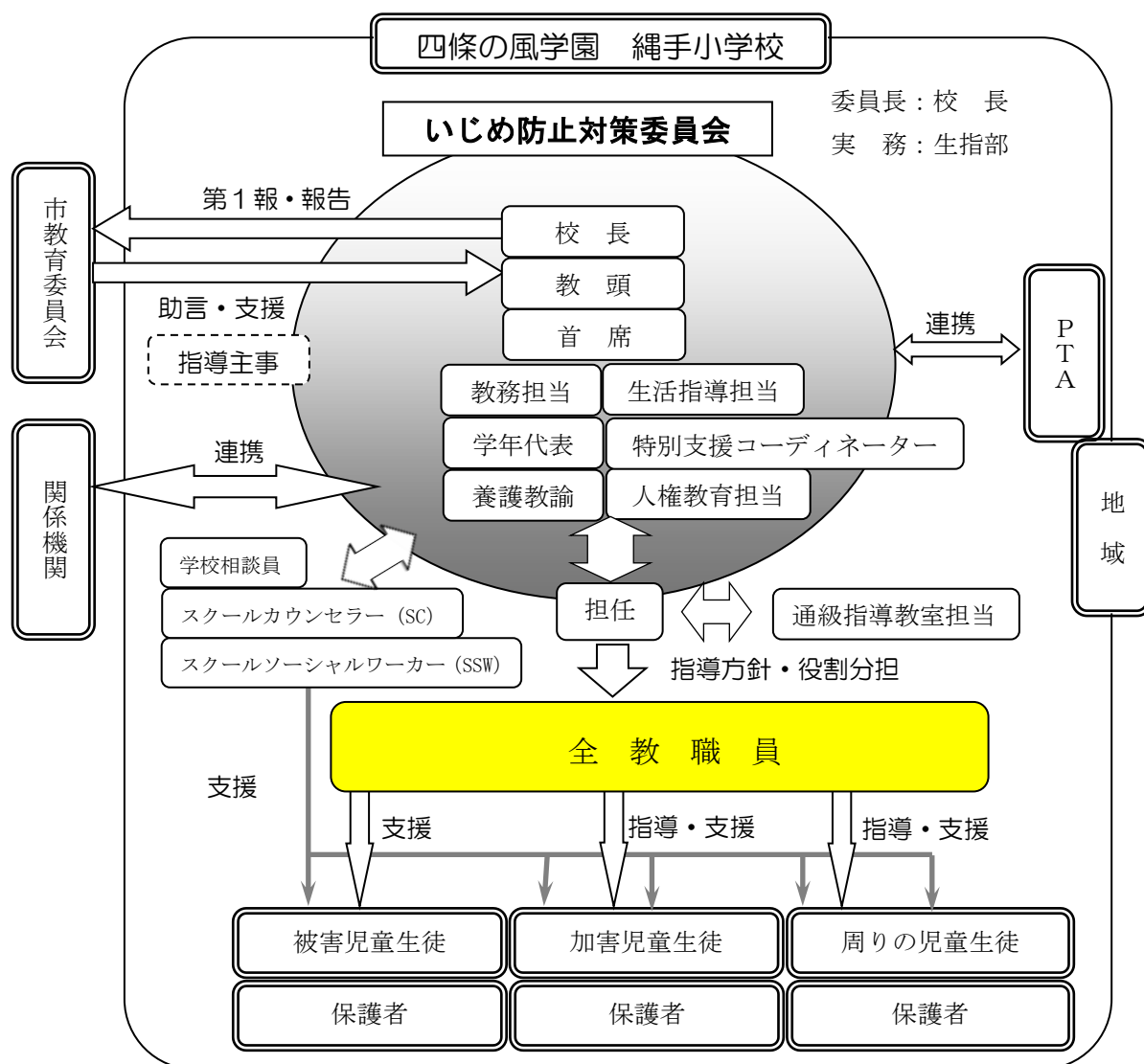
いじめ防止対策委員会は、年数回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

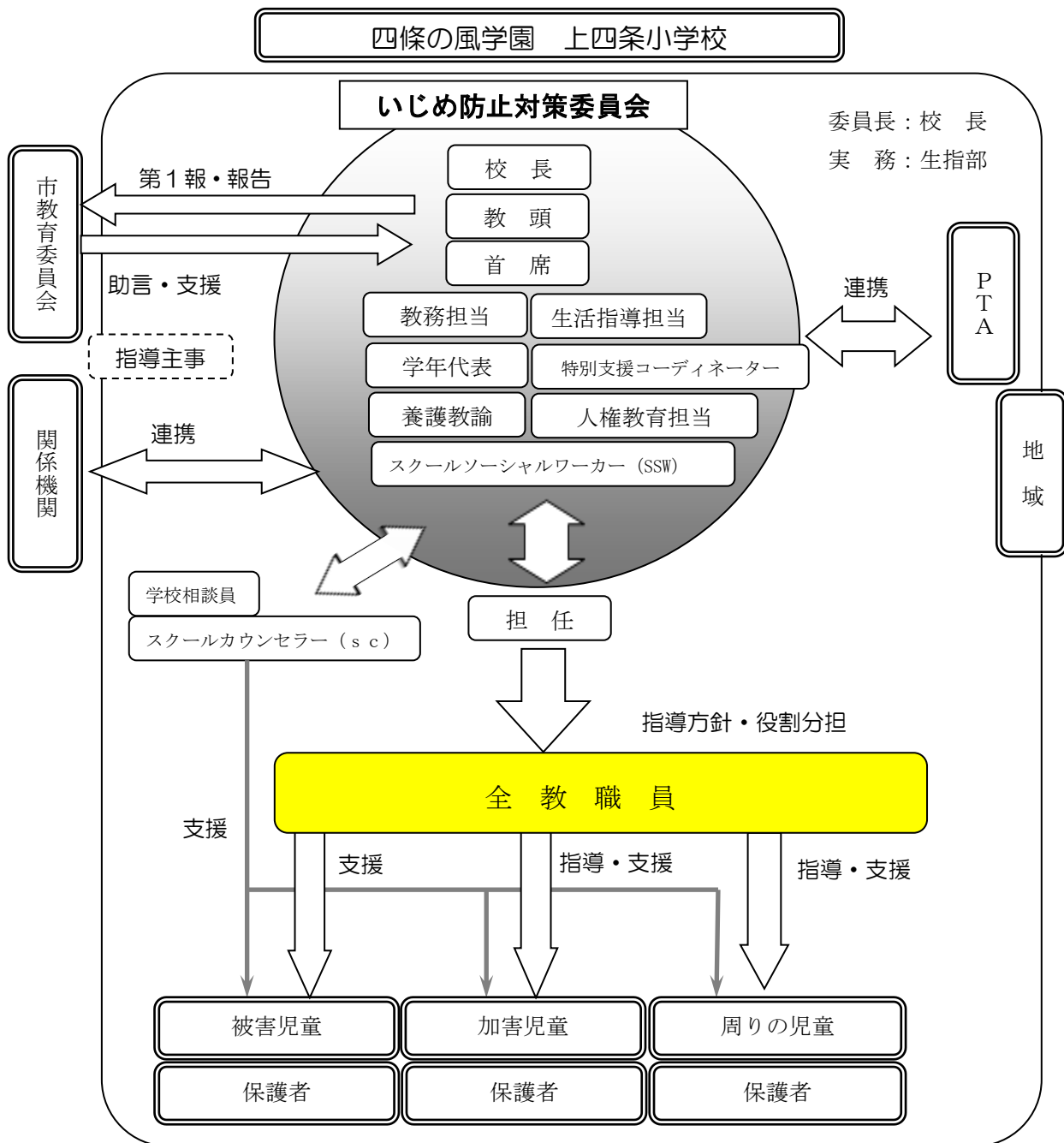
1 基本的な考え方

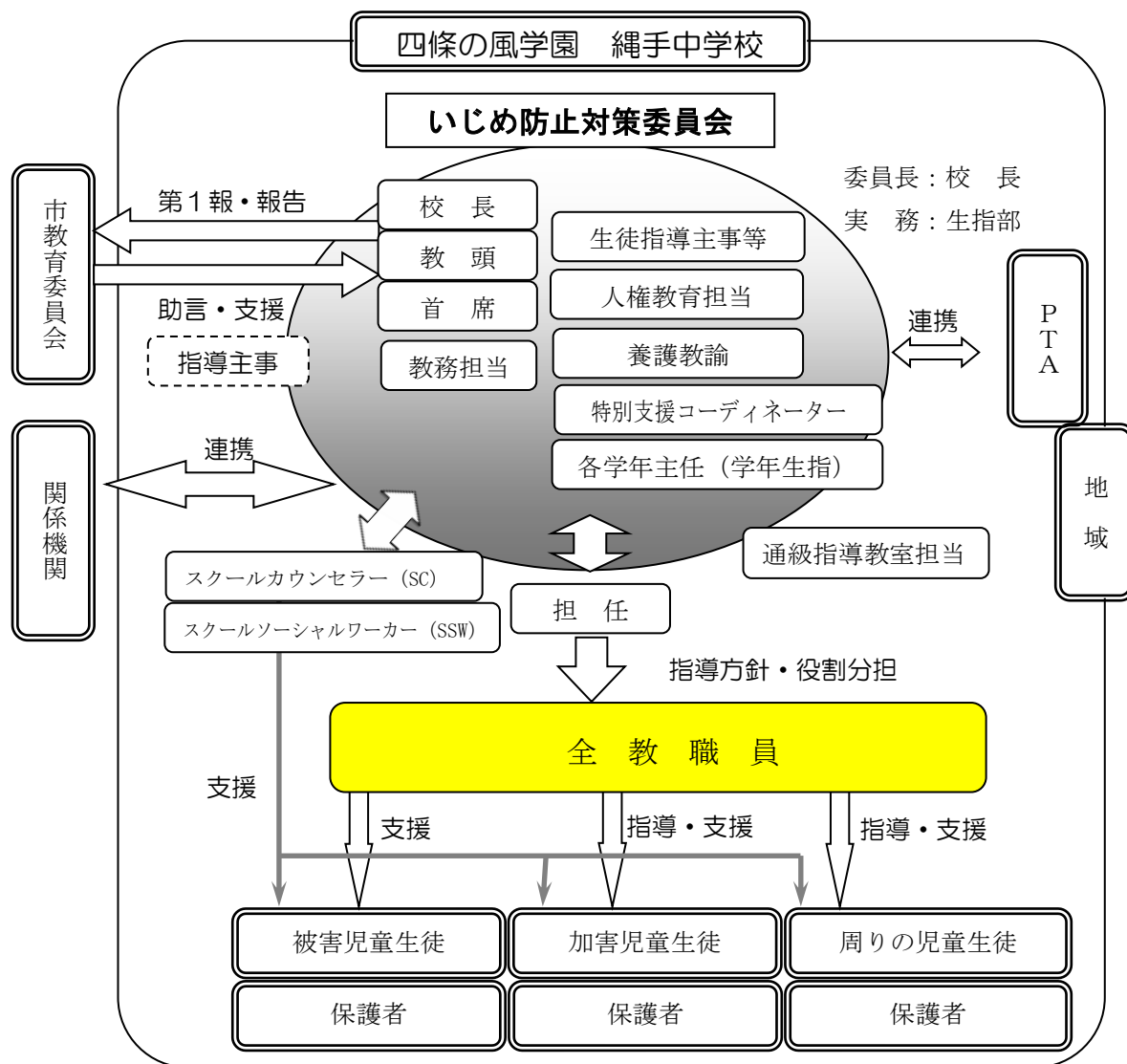
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

「校内体制」







2 いじめ防止のための措置

(1) いじめ防止のための学校体制づくり

平素から学校全体で「いじめの定義に基づいた正確な認知」「いじめの組織での対応」を行うため、各種研修を実施し、いじめについての共通理解を図る。教職員間で「報告・連絡・相談・確認」を徹底し、特別支援コーディネーターと生徒指導担当者、人権教育担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して組織として指導にあたる。全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、児童生徒へ働きかける。

また、日ごろから授業や休み時間などに声かけをし、様子を観る中で児童生徒との信頼関係を築くことを心がける。児童生徒の言葉や気持ちをしっかりと受け止め、心身ともに元気に学校生活を送れているかを見守る。特に、その児童生徒の生活背景、家庭環境、友だち関係などをしっかりと捉え、表情や行動など小さなサインを見逃さないようにする。

教職員が、学級の中で児童生徒一人ひとりの良さを理解し、それぞれの児童生徒が他の児童との関わりの中で自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように配慮する。また、問題が起きた場合に備え、日ごろから自分たちで解決する力を育成し、意見や考えがちがう児童生徒とも人間関係がつかれるような活動を工夫する。

教職員の不適切な認識や言動等により、いじめを助長するような指導を防ぐため教職員研修を行う。

保護者に対しては、学校評価アンケートを実施し、保護者の願い・ニーズを把握し、学校だより、学年・学級通信などで学校の方針、体制を伝えていく。保護者との連絡を密にとることを心がけ、児童生徒の良さががんばり、成長を伝えるなど、信頼関係の構築に努める。また、子どもや保護者の相談に寄り添い、いじめ問題の解決や未然防止のための支援等について、子どもや保護者の思いを受け止めながら誠実に対応する。

地域に対しては、児童生徒を地域の子どもとして共に成長を見守っていくことなど協力をお願いするとともに、地域行事にも参加し、相互の協力関係を深める。また、ホームページ等を活用して「いじめ防止基本方針」の周知を行う。

(2) 「居場所づくり・仲間づくり」

いじめに向かわない態度・能力を育成するため、教育活動全般を通じて、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。そのために、児童生徒同士が自分の思いや考えを伝えあう力を育成すること、また、異なる考えをもつ児童生徒とも、自分も相手も尊重しながら仲間づくりができるような活動や取り組みを計画・実施する。

児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学校・学級が安心できる居場所となるよう努める。教職員は一人ひとりのささいなサインも見逃さないよう、授業だけでなく休み時間、掃除時間なども様子を見て声をかけるなど、児童生徒の理解に努める。

また、ストレスに適切に対処できる力を育むため、日ごろから学級での班活動、異年齢集団活動、部活動などに取り組み、自分と異なる思いや考えに触れる機会をもつこと、そして、その中で自分も相手も尊重できる解決法を児童生徒自身が考えられるよう支援・指導していく。また、困ったら教職員をはじめ、誰かに相談できるよう、日ごろから児童生徒との関係づくりに努める。

(3) 「わかる授業づくり」

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように配慮する。特にいじめの一因となる児童生徒のストレスを改善することが肝要であり、わかりやすい授業には大きな意味がある。

わかりやすい授業づくりを進めるため、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業になるよう工夫する。教職員は、研究授業や校内研修を通じ、授業力の向上に努める。授業の終わりにはふり返りを行い、児童生徒の理解の様子を把握し、次に生かす。また、チャイムの合図で授業を始めるなど、学習規律を確立し、確実に実行する。

教職員が一人ひとりを大切にする姿勢で教育活動に臨むことを通じて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感が育まれる。「わかった」「できた」と児童生徒が実感できる授業づくり、集団づくりに努める。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめに向かわない心情と態度を育むには、道徳教育や人権教育を充実させることも大切である。心を育てることをねらいとする道徳の時間にできることは、「予防」であり、「いじめは嫌だ」という心情や、「いじめをなくしたい」という実践意欲と態度を育てていくことである。道徳の授業力の向上に努める。

また、人権教育においては、従来の平和学習・集団作り・在日外国人教育・ともに学び、ともに生きる教育・地域交流・共生教育などに重ね合わせて学級集団の在り様をつねに振り返り、日常を見直す。また地域の教育力の活用、体験的な活動、学習形態や教育方法上での工夫も積極的に取り入れる。

(5) 特別支援教育に対する十分な理解と情報共有の徹底

「合理的配慮」の意味を真に理解し、一人ひとりに応じた指導・支援について保護者の願いを受け止め、保護者と協議し、共通認識をもって全教職員が正しく児童生徒を理解した上で教育活動を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを複数回実施する。

記述を見て、児童生徒の実態をつかむようにする。気になる児童生徒を担任一人で抱え込まずに学年、生指担当、管理職へ報告・相談し対応を図る。

また、日常の観察として、休み時間を含めての校内巡視の徹底を図る。

(2) 児童生徒を見守るために保護者・地域と連携する。家庭訪問や懇談だけではなく、普段から連絡を密にとり、何か学校であった際には、保護者へ電話連絡して家庭の様子を聞いたり、家庭訪問をするなど、児童生徒の样子の把握に努める。

また、地域と連携して児童生徒を見守るため、地域の方に愛ガード活動をお願いし、気になったことは連絡を取りながら共に見守る。

(3) 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、カウンセラーを活用できることなどの情報を伝えていく。教育相談員、スクールカウンセラー、すこやか教育相談などの相談体制を発信・周知する。

(4) いじめ防止対策委員会により、相談体制を広く児童生徒や保護者に周知する。

いじめ防止対策委員会が、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 学校教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、教職員間の情報共有とともに、対外への守秘義務を徹底する。

第4章 いじめ事象への対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) たとえささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行為であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の意味

「重大事態」については、法第28条第1項第1号及び2号に以下のように定められている。

第1号 いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

第2号 いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る原因が、当該児童生徒に対し行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企てたとき
- 身体に重大な傷害を負ったとき
- 金品等に重大な被害を受けたとき
- 精神性の疾患を発症したとき

第2号の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手するものとする。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。
学校から教育委員会への報告については、教育委員会が実施する定例の各種調査等とは別に校長が直接行う。

(3) 重大事態の調査について

学校から報告を受けた教育委員会は、調査主体を学校とするか、教育委員会とするか判断する。
その上で、学校及び教育委員会は、当該重大事態の事実関係を明らかにするとともに、併せて再発防止に向けた課題整理を行う。

(4) 学校主体の調査

教育委員会は調査主体となった学校は、教育委員会の指導助言のもと、校内のいじめ防止等のための組織を中心に調査を行う。
教育委員会は、学校に必要な指導助言を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等の専門家の派遣や、学校が専門家からの助言を受ける機会を設ける。